

書類作成上の注意事項

1 申請者について

申請者は、私立学校の設置者です。

設置者が法人の場合は、法人名と代表者（理事長）名を連記してください。

2 補助の対象について

（１） 和歌山市内に設置する学校が行う定期健康診断が対象です。

（２） 対象者は私立高等学校及び短大・大学（大学院）・専門学校等（就学年限が１年未満の者を除く）に、今年度入学した生徒及び学生。

3 申請書等の作成について

（１） 補助金交付請求書（別記様式３６号）に用いる印鑑は、法人の場合は登録している理事長印を使用し、法人以外は個人印を使用してください。

（２） 補助金の対象となる費用は、別表１のとおりです。

なお、初回検査で、検査の都合上、直接撮影を行った場合についても、初回検査（間接撮影）の基準単価での申請となります。

（３） 補助申請額及び請求額は、申請額明細書の補助所要額と同じです。

補助申請額＝「和歌山市補助基本額」× $\frac{2}{3}$ （１円未満切捨）

（４） 結核予防費補助金交付申請額明細書の「対象人数」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による定期健康診断の対象となるべき人数であり単なる生徒数ではありません。

（５） 個別健康診断結果は、様式は規定していませんが、

入学年度、検査日、検査項目、検査結果等が分かるように記載してください。

※請求書につきましては、施設名、所在地、代表者、印鑑部分のみご記入の上、提出してください。

<問い合わせ先>

和歌山市保健所 保健対策課 感染予防対策グループ

電話番号 （０７３）４８８－５１１８

担 当 中 村